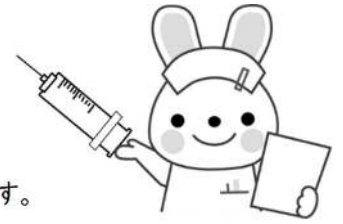


市外で定期予防接種を受けられる皆さまへ



定期予防接種は、原則、住民票のある市区町村が責任を持って行うことになっています。
やむを得ない事情により市外で接種を受ける場合は、以下の内容を確認の上、申請をお願いいたします。

1 「予防接種実施依頼書」「予防接種に関する連絡書」とは

これらの書類は、接種する医療機関またはその医療機関のある市町村長あてに、芦屋市が予防接種の実施を依頼するものです。また、依頼する予防接種の実施責任が芦屋市であることを明確にするための書類です。

2 注意事項

- (1) 原則、接種前の申請が必要です。他市依頼書の提出がないと予防接種料の支払いができません。
- (2) 以下に該当する場合は任意接種となり、費用は全額自己負担となり、予防接種健康被害救済制度の補償対象になりません。
 - ・各市町村の予防接種受託医療機関以外で接種された場合
 - ・規定の接種年齢外で接種された場合
 - ・医学的な理由以外で規定の接種間隔を超えて接種された場合
- (3) 有効期限は定期接種の対象期間です。
- (4) 二重接種防止の観点より、「予防接種実施依頼書」「予防接種に関する連絡書」は再発行できません。

3 手続きの流れ

- (1) 接種予定の医療機関が各市町村の予防接種受託医療機関であるか、各医療機関へご確認ください。
- (2) 以下の必要書類を芦屋市こども家庭・保健センター窓口または郵送にてご提出ください。
- (3) 芦屋市が作成した「予防接種実施依頼書」「予防接種に関する連絡書」を各市町村の予防接種委託医療機関に提出の上、接種してください。

4 必要書類

【窓口の場合】

- (1) 予防接種他市依頼書発行申込書（窓口にあります。）
- (2) 母子健康手帳
- (3) 来所される方の本人確認書類

【郵送の場合】

- (1) 予防接種他市依頼書発行申込書（市ホームページよりダウンロード可能）
- (2) 母子健康手帳の表紙と予防接種記録の全ページの写し
- (3) 返信用封筒（大きさは長形 3 号、宛先を記入して 110 円切手貼付ください。2名以上の申請の場合はホームページ上の切手の金額一覧をご確認ください。）

※書類の発行には、受付後、約2週間かかります。郵送の時間も考慮し、余裕をもって申請してください。

5 接種費用について

接種する場所	費用	備考
阪神6市1町（尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）の委託医療機関	無料	
兵庫県が実施している広域的予防接種制度に参加している協力医療機関		
兵庫県外及び上記2以外の兵庫県の各市町の予防接種委託医療機関	実施する医療機関が設定する金額（一旦、全額自己負担となります。）	申請に基づき、還付を行います。（上限額あり） ※以下を参照してください。

【接種費用の償還払い】

市が設定する金額を上限額とし、接種費用の還付を行います。

<対象者>

接種前に市外接種の申請をした方

<申請時に必要な書類等>

- (1) 芦屋市予防接種費償還払請求書
- (2) 領収書・明細書の原本（接種に要した費用のわかるもの）
- (3) 母子健康手帳（郵送の場合は、母子健康手帳の表紙と予防接種のページの写し）
- (4) 認印
- (5) 振込口座が分かるものの写し

<申請方法>

芦屋市こども家庭・保健センターの窓口または郵送にてご提出ください。

<申請期限>

接種日から1年以内

子どもの予防接種



問合せ先・送付先

芦屋市こども家庭・保健センター 予防接種担当

〒659-0051 兵庫県芦屋市呉川町14-9

TEL:0797-31-0655 FAX:0797-31-1018

*お電話の際は、電話番号をお確かめのうえおかけ間違いのないようにお願いします。